

千葉市公告第339号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年4月17日

千葉市長 神谷俊一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度 千葉空襲写真パネル展開催業務委託

(2) 委託内容

- ア きぼーる会場の運営等
- イ 生涯学習センター会場の運営等
- ウ 市役所本庁舎会場の運営等
- エ ワンズモール会場の運営等
- オ そごう会場の運営等
- カ イオンタウンおゆみ野会場の運営等
- キ パネル等の搬送
- ク パネルの責任管理等
- ケ 平和の折り鶴（千羽鶴）の搬送
- コ 展示パネル図録の作成
- サ 業務報告書の作成

(3) 委託期間

契約締結日翌日から令和5年9月29日まで

(4) 委託場所

千葉市中央区中央4丁目5番1号 きぼーるアトリウム ほか

2 競争入札参加資格

制限付一般競争入札に参加する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、キについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去5年以内に同種及び同規模の業務委託を履行した者であること。

(4) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿において、所在地区分が「市内」または「準市内」として登録しているもの。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部市民総務課

電話 043-245-5156

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布場所等 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」の当事業の箇所からダウンロードすること。

(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>)

(2) 提出場所等 公告の日から令和5年4月21日（金）までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

5 入札説明書の交付

前記4（1）同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」の当事業の箇所からダウンロードすること。

(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和5年5月9日（火）午後1時30分（郵送の場合は、前日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所新庁舎8階 M801会議室

(3) 入札方法 入札書に記載する額は総価とする。

(4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(5) 最低制限価格 有

(6) 落札者の決定方法 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市市民局市民自治推進部市民総務課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。